

北海道科学大学薬学部奨励金規程

(目的)

第1条 北海道科学大学薬学部（以下、「薬学部」という。）に就学している 2017 年度以前の学部入学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学困難な学生に奨励金を給付することにより勉学を助成し、人材育成に寄与することを目的とする。

(出願資格)

第2条 薬学部に通学している 2017 年度以前の学部入学生とする。ただし、同一年度内に北海道科学大学薬学部同窓会奨学生となった学生は除く。

(財源及び実施期間)

第3条 2017 年度に北海道薬科大学父母後援会から寄付を受けた 500 万円を財源とし、2018 年度から2022年度まで実施する。

(募集時期)

第4条 奨励生の募集は、原則として年1回10月に行う。

(申請方法)

第5条 奨励金希望者は、所定の期日までに次の書類を学生課に提出しなければならない。

- (1) 奨励金願書
- (2) 所得に関する証明書
- (3) その他選考に必要な書類

(候補者選考基準及び選考方法)

第6条 学力基準は、前年度の成績（1年間）の順位が上位2分の1以内とする。また、日本学生支援機構の選考システムを使用し、第一種奨学金収入基準額から認定所得金額を引いた算定値が高い順に選考する。

(選考)

第7条 奨励金の選考は、学生支援センターで選考のうえ、教授会の議を経て学長が決定する。

(対象学年及び採用人数)

第8条 奨励金の対象学年及び採用人数は、別表のとおりとする。

(給付額及び支給)

第9条 奨励金は年額 100,000 円とし、12月に本人名義の銀行口座へ振り込むものとする。

(給付期間)

第10条 奨励金の給付期間は1年間とする。ただし次年度以降も出願できるものとする。

(証書の交付及び通知)

第11条 奨励生には証書を交付し、父母に通知する。

(返 還)

第12条 奨励生が学則第64条により懲戒処分を受けたときは、奨励金の返還を求めることができる。返還を求められた場合は、受給した奨励金を返還しなければならない。

(庶 務)

第13条 この規程に関する庶務は、学生課がこれにあたる。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表

年 度	対象学年	人数
2018 年度	2 ～ 6 年	17
2019 年度	3 ～ 6 年	13
2020 年度	4 ～ 6 年	10
2021 年度	5 ～ 6 年	7
2022 年度	6 年	3